

公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程

制 定 令和 4. 3. 31 規程 361

最近改正 令和 8. 5. 28 規程 253

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第 45 条の規定に基づき、フルタイム有期雇用教職員（有期雇用教職員就業規則第 2 条第 2 項に定めるフルタイム有期雇用教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 フルタイム有期雇用教職員の給与は、給料、給料の調整額、特定診療科医師手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び共同研究等貢献手当とする。

第 2 章 給料の支給基準

(給料)

第 3 条 フルタイム有期雇用教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 フルタイム有期雇用教職員の給料は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、フルタイム特任教員（有期雇用教職員就業規則別表第 1 の区分の 1 に規定する者をいう。以下同じ。）の給料は、給料表によるものとし、フルタイム特任教員の給料表は、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）別表第 3 に定める教育職給料表とする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、フルタイム有期雇用教職員の経歴、職務の特性等により、前 2 項の規定により難しい場合には、月額 640,000 円を超えない範囲内で給料の額を定めることができる。

5 前 3 項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、フルタイム有期雇用教職員の給料の支給単位及び額については、理事長が個別に定めることができる。

(フルタイム特任教員の職務の級の決定)

第 4 条 新たにフルタイム特任教員となった者の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務により、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「教職員昇給等規程」という。）を準用して決定する。

(フルタイム特任教員の給料月額決定)

第5条 新たにフルタイム特任教員となった者の号給は、教職員昇給等規程に定める初任給の基準を準用して決定する。

(昇格)

第6条 フルタイム有期雇用教職員は、昇格しない。

(昇給)

第7条 フルタイム有期雇用教職員は、昇給しない。

(フルタイム特任教員の給料の調整額)

第8条 フルタイム特任教員である者のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないと認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給するフルタイム特任教員は教職員給与規程別表第5に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

3 前2項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料支給の始期及び終期)

第9条 新たにフルタイム有期雇用教職員となった者には、その日から給料を支給する。

2 フルタイム有期雇用教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第35条第8項、第36条及び第37条の規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第4号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 離職又は死亡の日に第41条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 有期雇用教職員就業規則第20条(第2号及び第8号に掲げる場合を除く。)の規定により解雇とされた者及び有期雇用教職員就業規則第41条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) 普通退職(当該フルタイム有期雇用教職員が公立大学法人大阪教職員退職手当規程の適用を受けると仮定した場合において同規程第4条の適用を受けることとなる事由による退職をいう。)となった者及び契約期間の満了により退職となった者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該フルタイム有期雇用教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

(給料の日割計算)

第10条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外

のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（公立大学法人大阪有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「有期雇用教職員勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第3章 諸手当の支給基準

（特定診療科医師手当）

第10条の2 特定診療科医師手当は、大阪公立大学医学部附属病院における次に掲げる診療科において勤務する病院講師又はフルタイム特任教員で医師の資格を有するものに対して、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を支給する。

- (1) 消化器外科及び肝胆膵外科 79,100 円
- (2) 循環器内科 28,000 円

2 特定診療科医師手当の支給については、教職員給与規程第14条に定める職務負担手当の例による。

（フルタイム特任教員の地域手当）

第11条 フルタイム特任教員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、給料の調整額の月額の合計額に100分の12.8（東京都の特別区の存する地域に在勤するフルタイム特任教員にあつては、100分の20）を乗じて得た額とする。

（フルタイム特任教員の地域手当の始期及び終期）

第12条 フルタイム特任教員が、月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、第9条及び第10条の規定を準用して、計算する。

（通勤手当）

第13条 フルタイム有期雇用教職員には、次に掲げる額の通勤手当を支給する。

- (1) 定期乗車券を発行している交通機関を利用する場合 当該交通機関が発行する最長（6月を超える定期乗車券を発行する場合については6月とする。）の定期乗車券の通用期間を支給期間として、当該支給期間の最初の月の給与の支給日に、当該支給期間を通用期間とする利用区間に係る定期乗車券の購入価格を支給する。ただし、当該通用期間に係る最後の月の前月以前に、離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長が定める事由が生ずることが、当該通用期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間の範囲内で支給単位期間を定めることができる。

(2) 定期乗車券を発行していない交通機関を利用する場合 1月の勤務の往復に要する回数分の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格を支給する。

(3) 自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を利用する場合 1月を支給期間として、使用距離に応じて1月につき次の額を支給する。

使用距離	1月当たりの額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上	66,400円

(4) フルタイム有期雇用教職員のうち、傷病、障害その他理由により歩行が困難であり、自動車等で理事長が認めた通勤手段を利用する場合 1月を支給期間として、使用距離に応じて前号に定める額に2,700円を加えた額を支給する。

(5) 交通の用具（自転車を除く。）の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が公立大学法人大阪教職員通勤手当規程（以下「通勤手当規程」という。）第9条の2で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担する場合 1月を支給期間として、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）を支給する。

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 複数の月単位又は年単位で駐車場等の料金が定められている場合 当該料金をその契約期間の月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等についてア又はイの規

定により計算して得た額を合計した額

- 2 前項にかかわらず、同項第1号及び第2号の規定による通勤手当は、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給せず、また、同項第3号及び第5号の規定による通勤手当は、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しない。
- 3 第1項の規定により計算される1月当たりの額（1月を超える期間を支給期間として支給される定期乗車券が含まれる場合は、当該支給期間に係る月数で除した額）が150,000円を超えることとなる場合については、150,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額とする。

（通勤経路）

第14条 運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による。

第15条 前条の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、所定の勤務時間が午前7時以前又は午後10時以降に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

（通勤の届出）

第16条 フルタイム有期雇用教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、別に定める様式の通勤届によりその実情を速やかに、その勤務する所属の長に届け出なければならない。

- (1) 新たにフルタイム有期雇用教職員となったとき
- (2) 所属を異にして配置転換したとき
- (3) 住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったとき
- (4) その他理事長が必要と認めたとき

- 2 フルタイム有期雇用教職員の通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（通勤手当の決定）

第17条 理事長は、フルタイム有期雇用教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又

は改定に係る事項を別に定める様式の通勤手当認定簿に記載しなければならない。

(通勤手当の支給方法)

- 第 18 条 通勤手当の支給は、新たにフルタイム有期雇用教職員となり、又は支給要件を満たした場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、フルタイム有期雇用教職員が離職し、若しくは死亡した場合又は支給要件を欠くに至った場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。
- 2 通勤手当は、これを受けているフルタイム有期雇用教職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。
- 3 フルタイム有期雇用教職員が、旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。
- 4 月の中途において次の各号に掲げる事実が発生し、又は消滅した場合については、通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額についてその月の現日数のうち勤務を要しない日の日数に応じて日割によって計算した額を減額して通勤手当を支給する。
- (1) 有期雇用教職員就業規則第 12 条第 1 項第 6 号に規定する専従休職（以下「専従休職」という。）
- (2) 有期雇用教職員就業規則第 41 条に規定する停職（以下「停職」という。）
- 5 月の中途において新たに採用となった場合のその採用の月の通勤手当及び月の末日以外の日に離職となった場合のその離職の月の通勤手当の取扱いについては、通勤手当規程第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 を準用する。

(通勤手当の支給日)

- 第 19 条 通勤手当は、特別の事情のない限り、支給期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

(通勤手当の返納の事由及び額等)

- 第 20 条 第 13 条に規定する通勤手当を受けるフルタイム有期雇用教職員が、次の各号に該当する場合は、次項に定める額を返納させるものとする。
- (1) 離職した場合又は支給要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 旅行、休暇、欠勤、休職その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 2 前項の規定により返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの合計額が150,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号に規定する改定後に1箇月当たりの合計額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長が定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの合計額が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 1箇月当たりの合計額と150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
- イ 支給単位期間が複数ある場合 150,000円に事由発生月の翌月からその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）
- 3 フルタイム有期雇用教職員に前2項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。

（新幹線鉄道等を利用するフルタイム有期雇用教職員の通勤手当）

第20条の2 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県以外の地域からの通勤のため、新幹線鉄道等の急行列車（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするフルタイム有期雇用教職員（「新幹線鉄道等利用フルタイム有期雇用教職員」という。以下同じ。）には、第13条から第15条及び第18条から前条までの規定にかかわらず、次条及び第20条の4に定めるところにより通勤手当を支給する。

第20条の3 新幹線鉄道等利用フルタイム有期雇用教職員には、1箇月あたり150,000円を限度として、次の各号に定める通勤手当を支給する。

- (1) 交通機関を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に1月の勤務（現に勤務したものに限る。）の往復に係る回数分の交通機関等の利用区間に係る片道普通乗車券の購入価格及び新幹線鉄道等の利用に係る特別料金相当額（通常期の指定席特急料金をいう。）の合計額
- (2) 自転車等を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1月の勤務日数分（現に通勤したものに限る。）の次の表の左欄に掲げる使用距離の区分に応じ、1日当たり同表の右欄に定める額。

使用距離（片道）	1 日当たりの額
5 キロメートル未満	100 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	350 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	500 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	640 円
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	790 円
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	940 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	1,090 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	1,230 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	1,390 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	1,540 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	1,690 円
60 キロメートル以上 65 キロメートル未満	1,840 円
65 キロメートル以上 70 キロメートル未満	2,010 円
70 キロメートル以上 75 キロメートル未満	2,180 円
75 キロメートル以上 80 キロメートル未満	2,340 円
80 キロメートル以上 85 キロメートル未満	2,510 円
85 キロメートル以上 90 キロメートル未満	2,680 円
90 キロメートル以上 95 キロメートル未満	2,840 円
95 キロメートル以上 100 キロメートル未満	3,000 円
100 キロメートル以上	3,160 円

- (3) 駐車場等を利用する場合 1 箇月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（その額が 240 円に 1 月の勤務の日数（現に通勤したものに限る。）を乗じて得た額又は 5,000 円のいずれか低い額を超える場合にあっては、当該いずれか低い額）
- ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
- イ 複数の月単位又は年単位で駐車場等の料金が定められている場合 当該料金をその契約期間の月の数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- ウ 2 以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等についてア又はイの規定により計算して得た額を合計した額

第 20 条の 4 第 14 条及び第 15 条の規定は、前条第 1 号の片道普通乗車券の購入価格の算出について準用する。この場合において、第 14 条中「通常の」とあるのは「新幹線鉄道

等を利用する場合における」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第 21 条 フルタイム有期雇用教職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるよう定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
- (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
- (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務

2 フルタイム有期雇用教職員に支給する特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 汚水内作業手当
- (2) 緊急診療手当
- (3) 入試手当
- (4) 分べん手当
- (5) 通院中患者救急対応手当
- (6) 夜間集中治療手当

(汚水内作業手当)

第 22 条 汚水内作業手当は、大阪公立大学附属植物園のフルタイム有期雇用教職員が園内の水路（コンクリート部分を除く。）若しくはかんがい用地の汚泥若しくは土砂の排除又は浚渫の作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業 1 日につき、390 円とする。

(放射線取扱手当)

第 23 条 放射線取扱手当は、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する管理区域において、病院講師が放射線若しくは放射線同位元素による診療検査又はそれに伴う業務に従事し、月の初日から末日までの間に外部から被ばくしたエックス線その他の放射線（以下「放射線」という。）の量が 100 マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 50 号）第 30 条の 18 第 2 項に規定する測定により認められた場合に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1 月につき、7,000 円とする。

(緊急診療手当)

第 24 条 緊急診療手当は、病院講師又は医学部に勤務するフルタイム特任教員で医師の資格を有するものが、所定の勤務時間以外の時間において勤務に服し、緊急を要する診療に関する業務に従事したときは、次の各号に定める区分に応じ、各号に定める額を支給する。

- (1) 救命救急センター、集中治療科、重症患者病棟、集中治療センター及びこれらに準ずるものとして理事長が定める病棟（以下「救急病棟」という。）において、宿日直時

- 間中に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務 1 回につき 12,550 円
- (2) 救急病棟において、所定の勤務時間以外の時間（宿日直時間中を除く。）に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務 1 回につき 32,050 円（時間外勤務に服した時間が 5 時間未満の場合にあっては、16,030 円）

（入試手当）

第 25 条 フルタイム有期雇用教職員の入試手当については、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程第 13 条の規定を準用する。

（分べん手当）

第 26 条 分べん手当は、病院講師又は医学部に勤務するフルタイム特任教員で医師の資格を有するものが、宿日直時間中の分べんを取り扱う業務に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、1 分べんにつき 10,000 円とする。

（通院中患者救急対応手当）

第 26 条の 2 通院中患者救急対応手当は、病院講師又は医学部に勤務するフルタイム特任教員で医師の資格を有するものが、通院中患者の救急対応を行うための宿日直勤務において診療等に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、勤務 1 回につき 1,800 円とする。

（夜間集中治療手当）

第 26 条の 3 夜間集中治療手当は、病院講師で医師の資格を有するものが、集中治療科において所定の勤務時間として 17 時 15 分から翌日の 8 時 45 分までの時間帯に高度な診療に関する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、勤務 1 回につき 28,250 円とする。

（フルタイム有期雇用教職員の時間外勤務手当）

第 27 条 有期雇用教職員勤務時間等規程第 2 章又は第 3 章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務したフルタイム有期雇用教職員には、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 8 条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第 2 号に掲げるものを除く。） 100 分の 125
- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の 150
- (3) 休日の勤務（第 4 号に掲げるものを除く。） 100 分の 135
- (4) 休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の 160
- 2 前項の規定にかかわらず、有期雇用教職員勤務時間等規程第 9 条第 1 項後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて

勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 45 時間を超え 60 時間以下の教職員には、その 45 時間を超え 60 時間以下勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155)

(2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30

- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 年間(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで)について 360 時間を超えた教職員には、その 360 時間を超えて勤務した全時間(次項に掲げる時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155)

(2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30

- 5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)

(2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 50

- 6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も高い支給割合によるものとする。

- 7 前項までの規定にかかわらず、有期雇用教職員勤務時間等規程第 3 章の規定が適用されるフルタイム有期雇用教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

(夜間勤務手当)

第 28 条 所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務したフルタイム有期雇用教職員には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第 29 条 有期雇用教職員勤務時間等規程第 17 条の規定の適用を受けるフルタイム有期雇用教職員（以下「管理監督者」という。）が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を管理職員深夜勤務手当として支給する。

2 前 2 条の規定は、管理監督者には適用しない。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 30 条 前 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「特定診療科医師手当の月額」} + \text{「地域手当の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

3 前項の週所定勤務時間とは、有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する 1 週間当たり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

4 第 2 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第 31 条 第 27 条から前条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、1 時間未満の端数を生じたときはこれを時間単位に換算する。

3 前項の規定により計算した時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

(宿日直手当)

第 32 条 有期雇用教職員勤務時間等規程第 20 条に規定する宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられて勤務したフルタイム有期雇用教職員には、次の各号に掲げる勤務 1 回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。

(1) 医学部附属病院において緊急事態の対処及び連絡の対応をするための宿日直勤務
8,000 円

- (2) 医学部附属病院において入院患者の病状の急変等に対処するため、医師免許証を有する教員が行う宿日直勤務 25,000 円
 - (3) 医学研究科法医学教室において死体検案の要請に対応するための宿日直勤務 10,000 円
 - (4) 獣医臨床センターにおいて定期巡視及び緊急時の連絡対応をするための宿日直勤務 10,000 円
- 2 前5条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第27条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(フルタイム有期雇用教職員の期末手当及び勤勉手当)

第33条 フルタイム有期雇用教職員の期末手当及び勤勉手当については、公立大学法人大阪有期雇用教職員等の期末手当及び勤勉手当に関する規程に定めるところにより、支給する。

(フルタイム特任教員の期末手当及び勤勉手当)

第34条 前条の規定にかかわらず、フルタイム特任教員のうち、6月又は12月に在職する者には、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当規程」という。）を準用して、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したフルタイム特任教員（別に定める者を除く。）についても、同様とする。

(共同研究等貢献手当)

第34条の2 共同研究等貢献手当については、教職員給与規程第36条の2の規定を準用する。

第4章 休職者等の給与

(休職者の給与)

- 第35条 病気休職となった者（次項及び第3項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、給料の調整額、地域手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給し、満1年を超えてからは、給与を支給しない。
- 2 結核性疾患にかかり病気休職となった者に対しては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、給料の調整額、地域手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給する。満2年を超えてからは、給与を支給しない。
- 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により病気休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。
- 4 有期雇用教職員就業規則第12条第1項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額及び地域手当の100分の60以内を支給する。
- 5 有期雇用教職員就業規則第12条第1項第3号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、地域手当及び期末手当の100分の70以内を支給する。

る。

- 6 有期雇用教職員就業規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、地域手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、地域手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。
- 7 有期雇用教職員就業規則第 12 条第 1 項第 5 号の規定による休職者に対しては、給与規程第 38 条第 7 項を準用し、給与の一部又は全部を支給することがある。
- 8 専従休職者に対しては、その間、給与を支給しない。
- 9 有期雇用教職員就業規則第 12 条第 1 項第 7 号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めたときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額及び地域手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。

(停職者の給与)

第 36 条 有期雇用教職員就業規則第 41 条第 3 号の規定による停職（以下「停職」という。）とされたフルタイム有期雇用教職員には、その間、給与を支給しない。

(育児・介護休業者の給与)

第 37 条 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得したフルタイム有期雇用教職員には、その間、給与を支給しない。

(育児短日数勤務の期間中の給与)

第 38 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしているフルタイム有期雇用教職員のその間の給与については、公立大学法人大阪育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程を準用して、給料その他この規程に定める手当を支給する。

(業務傷病休業等の間の給与)

第 39 条 業務傷病休業等となったフルタイム有期雇用教職員には、その間、給与の全額を支給する。

(休職前後の給与支給の変更)

第 40 条 フルタイム有期雇用教職員が月の中途において、前 5 条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額及び地域手当は、第 10 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

- 2 前項の場合において、フルタイム特任教員の期末手当及び勤勉手当の計算については、期末手当規程を準用する。
- 3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等になった場合は、そのフルタイム有期雇用教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

第5章 給与の減額

(給料の減額)

第41条 フルタイム有期雇用教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第22条に規定する年次有給休暇
- (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第30条第1項に規定する特別休暇。ただし、同項第8号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日（理事長が別に定める業務に従事している教職員にあつては3日）以内に限るものとする。
- (3) 有期雇用教職員就業規則第49条及び有期雇用教職員勤務時間等規程第34条に規定する病気休暇
- (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第36条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第34条に定める病気休暇の期間及び有期雇用教職員就業規則第49条第1項第2号（同号に準ずる者として第3号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第2項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、有期雇用教職員就業規則第33条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1日未満の欠勤は1日とみなす。）の期間が引き続き90日を超える場合
- (2) 結核性の疾患のために有期雇用教職員就業規則第49条第1項第2号により就業を禁止され同条第2項の病気休暇を付与された期間が引き続き1年を超える場合

4 前項各号に掲げる病気休暇等の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間がある場合については、給与規程第45条第4項の規定を準用する。

(勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第42条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料（調整額を含む）の月額」

「週勤務時間」×52/12

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」＝「週所定勤務時間」－「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

4 前項の週所定勤務時間とは、有期雇用教職員勤務時間等規程に規定する1週間当たり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

（給料の減額の方法）

第43条 第41条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

（特定診療科医師手当の減額）

第43条の2 病院講師が所定の時間に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日当たりの特定診療科医師手当を、その者に支給すべき特定診療科医師手当の額から減額する。

(1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第22条に規定する年次有給休暇

(2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第30条第1項に規定する特別休暇

(3) 有期雇用教職員勤務時間等規程第36条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間

2 前項の勤務1日当たりの手当額の計算にあたっては、第42条第1項の規定を準用して計算する。

（地域手当の減額）

第44条 フルタイム特任教員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、第41条及び第42条の規定を準用し、地域手当を減額する。

第6章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

（計算期間）

第45条 給与は、本規程、期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本規程等」という。）において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

（支払日）

第46条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、特定診療科医師手当及び地域手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当及び宿日直手当については、翌月の支給日に支

給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

3 共同研究等貢献手当の支給日は、公立大学法人大阪共同研究等貢献手当規程に定めるところによる。

（退職者等への給与支払）

第 47 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム有期雇用教職員に係る給料については、その日以後速やかに支給するものとする。

（非常時の給与支払）

第 48 条 フルタイム有期雇用教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 45 条及び第 46 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) フルタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) フルタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) フルタイム有期雇用教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

（給与の支払方法）

第 49 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、フルタイム有期雇用教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該フルタイム有期雇用教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

第 7 章 雑則

（給与を受ける権利の処分禁止）

第 50 条 フルタイム有期雇用教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

（給与の支給額の端数計算）

第 51 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（追給の限度）

第 52 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

（戻入の限度）

第 53 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

（この規程により難しい場合の措置）

第 54 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程の廃止）

- 2 大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程（平成 31 年規程第 94 号）は、廃止する。

（定義）

- 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - （1）府大非常勤教職員等就業規則 大阪府立大学非常勤教職員等就業規則をいう。
 - （2）市大特定有期雇用教職員就業規則 大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則をいう。

（府大非常勤教職員等就業規則適用者の給料の切替等）

- 4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に府大非常勤教職員等就業規則の適用を受けていた者で、有期雇用教職員就業規則附則第 5 項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料は、次の表の施行日前日の職種区分等欄及び施行日の職種区分欄に応じて、給料の取扱い欄に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分等	施行日の職種区分	給料の取扱い
フルタイム契約職員のうち、特任臨床教授の区分の者	特任臨床教員	別表に定める特任臨床教授の給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、特任臨床准教授の区分の者	特任臨床教員	別表に定める特任臨床准教授の給料の通りとする。

ち、特任臨床准教授の区分の者		授の給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、特任臨床講師の区分の者	特任臨床教員	号数に応じて別表に定める特任臨床講師の給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、特任臨床助教の区分の者	特任臨床教員	号数に応じて別表に定める特任臨床助教の給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、勤務獣医師の区分の者	勤務獣医師	経験年数及び号数に応じて別表に定める勤務獣医師の給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、研修獣医師の区分の者	研修獣医師	号数に応じて別表に定める研修獣医師の給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、動物看護師長の区分の者	動物看護師長	号数に応じて別表に定める動物看護師長の給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、主任動物看護師の区分の者	主任動物看護師	号数に応じて別表に定める主任動物看護師の給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、専任動物看護師Ⅱの区分の者	専任動物看護師	号数に応じて別表に定める専任動物看護師Ⅱの給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、専任動物看護師Ⅰの区分の者	専任動物看護師	号数に応じて別表に定める専任動物看護師Ⅰの給料の通りとする。
フルタイム契約職員のうち、動物看護師の区分の者	動物看護師	経験年数及び号数に応じて別表に定める動物看護師の給料の通りとする。

(府大非常勤教職員等就業規則適用者の給料の経過措置)

- 5 施行日の前日に府大非常勤教職員等就業規則の適用を受けるフルタイム契約職員（同規則別表第2イに定める者を除く。以下同じ。）であった者で、有期雇用教職員就業規則附則第6項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料の月額、退職するまでの間、施行日前日の職種区分等欄に応じて、次の表に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分等	金額（円）
フルタイム契約職員のうち、府大非常勤教職員等就業規則第3条第4項に該当する者以外の者	188,110
フルタイム契約職員であって、府大非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、部長級相当の区分の者	529,460
フルタイム契約職員であって、府大非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、課長級相当の区分の者	489,200
フルタイム契約職員であって、府大非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、課長代理級相当の区分の者	392,770
フルタイム契約職員であって、府大非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、経験を有する係長級相当の区分の者	360,580
フルタイム契約職員であって、府大非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、係長級相当の区分の者	328,390
フルタイム契約職員であって、府大非常勤教職員等就業規則第3項第4項に該当する者のうち、上記以外の区分の者	291,180

（市大特定有期雇用教職員就業規則適用者の給料の切替等）

- 6 この規則の施行日の前日に市大特定有期雇用教職員就業規則の適用を受けていた者で、有期雇用教職員就業規則附則第7項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料は、次の表の施行日前日の職種区分欄及び施行日の職種区分欄に応じて、給料の取扱い欄に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分等	施行日の職種区分	給料の取扱い
特任教員	特任教員	職階に応じて第5条の規定により得られる給料の通りとする。
博士研究員	特任研究員	別表に定める特任研究員（E）の給料の通りとする。

病院講師	病院講師	別表に定める病院講師の給料の通りとする。
特命教員	特任教員	職階に応じて第5条の規定により得られる給料の通りとする。
病院事務職員のうち、医療事務Aの区分の者	病院事務職員	別表に定める医療事務Aの給料の通りとする。
病院事務職員のうち、医療事務Bの区分の者	病院事務職員	別表に定める医療事務Bの給料の通りとする。
病院事務職員のうち、ドクターズアシスタントAの区分の者	病院事務職員	別表に定めるドクターズアシスタントAの給料の通りとする。
病院事務職員のうち、ドクターズアシスタントBの区分の者	病院事務職員	別表に定めるドクターズアシスタントBの給料の通りとする。
病院事務職員のうち、診療情報管理の区分の者	病院事務職員	別表に定める診療情報管理の給料の通りとする。
病院事務職員のうち、健診事務の区分の者	病院事務職員	別表に定める健診事務の給料の通りとする。
URAのうち、URA(S)の区分の者	URA	別表に定めるURA(S)の給料の通りとする。
URAのうち、URA(A)の区分の者	URA	別表に定めるURA(A)の給料の通りとする。
URAのうち、URA(B)の区分の者	URA	別表に定めるURA(B)の給料の通りとする。
URAのうち、URA(C)の区分の者	URA	別表に定めるURA(C)の給料の通りとする。
URAのうち、URA(D)の区分の者	URA	別表に定めるURA(D)の給料の通りとする。
URAのうち、URA(E)の区分の者	URA	別表に定めるURA(E)の給料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェクトCD(S)の区分の者	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター(S)の給料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェク	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター(A)の給

トCD（A）の区分の者		料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェクトCD（B）の区分の者	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター（B）の給料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェクトCD（C）の区分の者	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター（C）の給料の通りとする。
プロジェクトコーディネーターのうち、プロジェクトCD（D）の区分の者	プロジェクトコーディネーター	別表に定めるプロジェクトコーディネーター（D）の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員（S）の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員（S）の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員（A）の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員（A）の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員（B）の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員（B）の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員（C）の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員（C）の給料の通りとする。
特任研究員のうち、特任研究員（D）の区分の者	特任研究員	別表に定める特任研究員（D）の給料の通りとする。

（市大特定有期雇用教職員就業規則適用者の給料の経過措置）

- 7 この規則の施行日の前日に市大特定有期雇用教職員就業規則の適用を受けていた者で、有期雇用教職員就業規則附則第9項の規定の適用を受ける者（同項ただし書きの適用を受ける者を除く。）の給料の月額、退職するまでの間、施行日前日の職種区分等欄に応じて、次の表に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分等	金額（円）
一般職員のうち、一般職員（課長級）の区分の者	380,000
一般職員のうち、一般職員（課長代理級）の区分の者	340,000
一般職員のうち、一般職員（係長級）の区分の者	320,000
一般職員のうち、一般職員（係員）の区分の者	215,000
再雇用職員のうち、再雇用職員（課長代	428,500

理級)の区分の者	
再雇用職員のうち、再雇用職員(係長級)の区分の者	391,000
再雇用職員のうち、再雇用職員(主任級)の区分の者	357,200
再雇用職員のうち、再雇用職員(係員)の区分の者	331,500

附 則 (令和4.9.30 規程 627)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5.2.28 規程 18)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）附則第7項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(給与の内払)

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間にフルタイム有期雇用教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和5年3月17日とする。

附 則 (令和5.3.31 規程 128)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5.12.20 規程 227)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）附則第7項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(給与の内払)

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程の規定に基づいて令和5年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間にフルタイム有期雇用教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和6年1月17日とする。

附 則 (令和6.3.18 規程 28)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6.3.27 規程 138)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6.7.22 規程 191)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則 (令和6.10.1 規程 211)

この規程は、令和6年10月1日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則 (令和6.1.24 規程 5)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）附則第7項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

(給与の内払)

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程の規定に基づいて令和6年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間にフルタイム有期雇用教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和7年2月17日とする。

附 則 (令和7.3.31 規程 72)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7.5.26 規程 197)

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則 (令和7.9.19 規程 276)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にURA（S）、URA（A）、URA（B）、URA（C）、URA（D）又はURA（E）のいずれかの区分であった者の給料の月額、退職するまでの間、施行日前日の職種区分等欄に応じて、次の表に定める通りとする。ただし、個別の労働契約により、これと異なる取扱いとなる場合は、この限りでない。

施行日前日の職種区分等	金額（円）
U R A（S）	施行日の前日に受けていた額
U R A（A）	568,000
U R A（B）	442,000
U R A（C）	379,000
U R A（D）	316,000
U R A（E）	268,000

附 則（令和 8. 1. 30 規程 13）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 11 条及び附則第 7 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に退職した者を除き、令和 7 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 この規程による改正後の規程第 13 条、第 20 条の 3 及び第 32 条の規定は、施行日に法人との雇用契約を締結している者について、適用日以降における施行日に引き続く法人との雇用契約締結期間に限り、適用する。

（給与の内払）

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪フルタイム有期雇用教職員給与規程の規定に基づいて適用日から改正後の規程の施行日の前日までの間にフルタイム有期雇用教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和 8 年 2 月 17 日とする。

附 則（令和 8. 3. 30 規程 86）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8. 5. 28 規程 253）

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

フルタイム有期雇用教職員給料表

職名		月額（円）
病院講師		504,500
特任研究員	特任研究員（S）	個別に定める

	特任研究員（Ａ）		568,000
	特任研究員（Ｂ）		442,000
	特任研究員（Ｃ）		379,000
	特任研究員（Ｄ）		331,000
	特任研究員（Ｅ）		316,000
シニアＵＲＡ	3 号		510,000
	2 号		480,000
	1 号		450,000
ＵＲＡ			420,000
アシスタントＵＲＡ			300,000
プロジェクトコーディネーター	プロジェクトコーディネーター（Ｓ）		個別に定める
	プロジェクトコーディネーター（Ａ）		442,000
	プロジェクトコーディネーター（Ｂ）		379,000
	プロジェクトコーディネーター（Ｃ）		316,000
	プロジェクトコーディネーター（Ｄ）		268,000
病院事務職員	医療事務Ａ		230,000
	医療事務Ｂ		190,000
	ドクターズアシスタントＡ		210,000
	ドクターズアシスタントＢ		184,800
	診療情報管理		200,000
	健診事務		210,000
特任臨床教員	特任臨床教授	8 号	671,620
		7 号	664,270
		6 号	656,920
		5 号	648,520
		4 号	641,170
		3 号	632,770
		2 号	625,420
		1 号	617,020
	特任臨床准教授	8 号	572,850
		7 号	553,950
		6 号	535,050
		5 号	522,450
		4 号	509,850

		3 号	497, 250
		2 号	484, 650
		1 号	472, 050
	特任臨床講師	8 号	461, 260
		7 号	456, 010
		6 号	450, 760
		5 号	445, 510
		4 号	440, 260
		3 号	435, 010
		2 号	429, 750
		1 号	424, 500
	特任臨床助教	8 号	414, 400
		7 号	409, 600
		6 号	404, 800
		5 号	399, 240
		4 号	393, 990
		3 号	388, 740
		2 号	383, 490
		1 号	378, 240
勤務獣医師	経験 7 年以上	8 号	372, 800
		7 号	368, 000
		6 号	363, 200
		5 号	357, 740
		4 号	352, 490
		3 号	347, 240
		2 号	341, 990
		1 号	336, 740
	経験 5 年以上	8 号	330, 930
		7 号	325, 680
		6 号	320, 430
		5 号	315, 180
		4 号	309, 930
		3 号	304, 680
		2 号	299, 430

	経験 5 年未満	1 号	294, 180
		4 号	288, 920
		3 号	283, 670
		2 号	278, 420
		1 号	273, 170
研修獣医師		4 号	237, 440
		3 号	232, 190
		2 号	226, 940
		1 号	221, 690
愛玩動物看護師長 (G8)		6 号	341, 810
		5 号	339, 810
		4 号	337, 810
		3 号	335, 810
		2 号	333, 810
		1 号	331, 810
主任愛玩動物看護師 (G7)		6 号	320, 460
		5 号	318, 460
		4 号	316, 460
		3 号	314, 460
		2 号	312, 460
		1 号	310, 460
専任愛玩動物看護師	専任愛玩動物看護師Ⅱ (G6)	6 号	299, 110
		5 号	297, 110
		4 号	295, 110
		3 号	293, 110
		2 号	291, 110
		1 号	289, 110
	専任愛玩動物看護師Ⅰ (G5)	6 号	277, 760
		5 号	275, 760
		4 号	273, 760
		3 号	271, 760
		2 号	269, 760
		1 号	267, 760
愛玩動物看護師	愛玩動物看護師 (G4)	6 号	256, 410

		5 号	254, 410
		4 号	252, 410
		3 号	250, 410
		2 号	248, 410
		1 号	246, 410
	愛玩動物看護師 (G3)	6 号	235, 060
		5 号	233, 060
		4 号	231, 060
		3 号	229, 060
		2 号	227, 060
		1 号	225, 060
	愛玩動物看護師 (G2)	6 号	213, 710
		5 号	211, 710
		4 号	209, 710
		3 号	207, 710
		2 号	205, 710
		1 号	203, 710
	愛玩動物看護師 (G1)	1 号	201, 710
主任動物医療アシスタントスタッフ		3 号	258, 000
		2 号	256, 000
		1 号	254, 000
専任動物医療アシスタントスタッフ	専任動物医療アシスタントスタッフⅡ	3 号	253, 150
		2 号	251, 150
		1 号	249, 150
	専任動物医療アシスタントスタッフⅠ	6 号	238, 800
		5 号	236, 800
		4 号	234, 800
		3 号	232, 800
		2 号	230, 800
		1 号	228, 800
動物医療アシスタントスタッフ	経験 5 年以上	6 号	218, 450
		5 号	216, 450
		4 号	214, 450
		3 号	212, 450

		2号	210,450
		1号	208,450
	経験1年以上5年未満	6号	198,110
		5号	196,110
		4号	194,110
		3号	192,110
		2号	190,110
		1号	188,110

備考

- 1 特任研究員のS、A、B、C、D、Eの格付け及びプロジェクトコーディネーターのS、A、B、C、Dの格付けは、その者の資格及び職務経験等に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる資格及び職務経験等
特任研究員（S）	当該研究において主体者として研究に専ら従事し、理事長が特別に認める者
特任研究員（A）	高度な研究又は技術経験（概ね20年以上）をもとに行う研究
特任研究員（B）	高度な研究又は技術経験（概ね15年～20年未満）をもとに行う研究
特任研究員（C）	高度な研究又は技術経験（概ね13年～15年未満）をもとに行う研究
特任研究員（D）	高度な研究又は技術経験（概ね10年～13年未満）をもとに行う研究
特任研究員（E）	高度な研究又は技術経験（概ね10年未満）をもとに行う研究
プロジェクトコーディネーター（S）	下記以外の者で、理事長が特別に認める者
プロジェクトコーディネーター（A）	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね17年以上）を有する
プロジェクトコーディネーター（B）	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね12年以上）を有する
プロジェクトコーディネーター（C）	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね6年以上）を有する
プロジェクトコーディネーター（D）	学士号を有する又は相当の業績を有し、事業の運営又は知財管理についての知識又は経験（概ね2年以上）を有する

- 2 病院事務職員の職種の区分はその者が従事する職務内容に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる職務内容
医療事務A	高度の専門知識又は経験に基づく診療報酬請求にかかる事

	務及び医療事務B その他の職員への指導業務
医療事務B	専門的知識又は経験に基づく入院算定等の業務
ドクターズアシスタントA	病棟又は外来におけるドクターズアシスタントリーダー業務
ドクターズアシスタントB	病棟又は外来におけるドクターズアシスタント業務
診療情報管理	診療情報管理士の資格に基づく診療情報管理業務又は医事業務
健診事務	MedCity21 における健診業務